

下記のとおり、一般競争入札に付すので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づき告示する。

令和8年6月29日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市建設局総務部道路管理課路政係 電話 011-211-2452 FAX 011-218-5134

2 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 道路管理システム用端末等機器 8式
- (2) 借入件名の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 借入期間 令和8年（2026年）10月1日～令和13年（2031年）9月30日
ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
- (4) 入札方法 借入に要する一切の諸経費を含めた月額で行う。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されており、かつ、本所在地が「市内」として登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等の経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと。

4 入札説明書、契約条項及び仕様書等の交付方法

- (1) 本告示の日から、上記1の場所において交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。
https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/nyusatsu/r08_dorokanrisisutemuyotanmatsu.html
- (2) 仕様書等に関する問い合わせ先は上記1のとおり。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札の日時
令和8年(2026年)7月10日(金)10時30分
- (2) 入札の場所
札幌市役所6階 建設局会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)
- (3) 開札
入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。
- (4) 入札書の提出方法
上記(1)、(2)の指定日時及び場所において紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、契約担当部局へ持参又は送付により提出すること。
持参又は送付により提出する場合は、令和8年7月9日(木)15時00分(必着)までに上記1の契約担当部局へ提出すること。
ア 持参する場合
封筒に入れ封印し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、開札日時及び調達件名を記載すること。
イ 送付する場合
二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載すること。

6 入札手続等

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11号各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
ア 落札者の決定
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として落札を保留のうえ、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
イ 入札参加資格者の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。
落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記3に掲

げる入札参加資格を有することを証する書類（競争入札参加資格認定通知書、札幌市内に本店又は支店を有するものであることが確認できるものの写し等）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出できない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

